

令和7年度「取引力強化推進事業」のご案内（2次公募）

中央会では、令和7年度の取引力強化推進事業の実施組合等を募集します。

中小企業・小規模事業者が経営力を向上し、収益等を改善するためには、組合組織を活用して不足する経営資源を補うとともに、経営基盤の強化を目指した取引力の強化が不可欠です。

そこで、会員組合及びその組合員である中小企業・小規模事業者の取引力強化促進を図るために実施する取組に対して支援を行います。

1. 補助対象となる事業内容

組合の共同事業の活性化や受注拡大など取引力の強化促進を目的として、組合及び組合員である中小企業・小規模事業者が連携して行う、特徴的・先進的な取組に対して支援を行います。

なお、複数の組合が共同で事業を行うことも可能です。

【具体的な取組例】

（1）HPの開設

共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等行う組合 HP を作成したことで、情報発信力を強化できただけでなく、新規組合員の獲得にもつながった。

（2）パンフレット・チラシの作成

- ①商店街や地域の魅力を紹介するために各店舗の情報とエリアマップを掲載したパンフレットを作成したことで、来場者・店舗利用者が増加し組合活性化につながった。
- ②組合ブランドをアピールするため、製品紹介や特徴、組合員企業 HP のリンクを掲載したパンフレットを作成したところ、店舗来場者に加え HP アクセス数も増加した。

（3）ブランド構築

組合のブランド戦略を推進するため、オリジナルロゴマークを作成し、商品パッケージを一新したことで組合の認知度が向上し、新たな販路開拓につながった。

2. 補助対象者

本事業の補助対象は、会員組合であって以下の要件を備えている組合等です。

- （1）事業協同組合（特定地域づくり事業協同組合を含む）、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者[※]であるもの。
- （2）企業組合。
- （3）協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小規模事業者であったもの。
- （4）事業協同組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- （5）その他の特別の法律に基づく組合及びその連合会にあっては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- （6）一般社団法人（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるものに限る。）であって、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。

- (7) (5) で定めるその他の特別の法律に基づく組合及びその連合会並びに (6) で定める一般社団法人については、令和6年4月1日現在、設立後、原則、1年以上経過していること。

※小規模事業者

常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下の会社及び個人

3. 補助対象組合の要件

- (1) 事業及び組織運営が適切に行われ、かつ、管理運営体制が整備されており、本事業の円滑な実施に支障をきたす恐れがないこと。
- (2) 本事業と組合が実施している他の事業とを明確に区分して、経理処理、業務管理等を行えること。
- (3) 本年度、本事業と同様の内容の事業について、国等から助成を得ていないこと。
- (4) 組合等の財政が健全であること。
- (5) 反社会的勢力排除に関する誓約事項に違反していないこと。
- (6) 上記の2. 補助対象者で定める組合等のうち、(5) で定めるその他の特別の法律に基づく組合及びその連合会並びに (6) で定める一般社団法人については、令和6年4月1日現在、設立後原則1年以上経過していること。

4. 補助金額・補助率及び補助対象経費

- (1) 補助金額・補助率
事業費 750千円（税抜）（内2／3補助対象、500千円（税抜）を上限
下限額は100千円（税抜）
- (2) 募集組合 1組合
- (3) 補助対象経費 本事業における補助対象経費は以下のとおりです。
謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

5. 補助対象組合の決定

奈良県中小企業団体中央会補助対象組合選定委員会において、課題把握の的確性、事業実施の必要性、事業計画の妥当性、実施効果等の観点、事業経費使途の適切性について評価のうえ補助対象組合を決定します。

※本事業では、事業の実施にあたり計画した指標項目（成果内容）が、成果が期待できる内容であるか、また達成に向けた取組が考慮されているかも評価対象になります。

6. 補助事業の実施期間

交付決定日から令和8年1月31日まで

7. 受付期間・申請書類の提出

令和7年7月22日（火）～令和7年8月5日（火）まで受付。

申請を希望される組合は、応募書類等を送付致しますので、下記までご連絡ください。

※何かありましたら、担当の指導員までお声掛けください。

《問い合わせ先》

奈良県中小企業団体中央会 業務課

電話 0742-41-3200 FAX 0742-41-0125